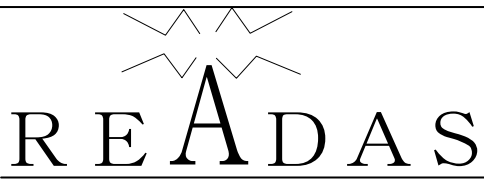


第 6055 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年10月5日 金曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 親子間での金銭貸借

Q：親子でお金の貸し借りをした場合でも注意しないと、贈与税がかかることがあるのか。どのようになっているのですか？

A：事実上、金銭の貸借であることが明らかである場合には、借入金そのものについて贈与税が課税されることはありません。

【解説】

親子や夫婦、祖父母と孫などの親族間の金銭貸借には、貸借の形式はとっているものの、その貸借の期間や利率が定められておらず、いわゆる「出世払い」や「ある時払いの催促なし」というように、実質的に贈与と認められる場合も見受けられます。

このような金銭貸借には贈与税が課税されますが、例えば、借り受けた者の返済能力、返済状況などからみて、事実上金銭の貸借であることが明らかであるような金銭貸借については、贈与税が課税されることはありません。

親族間での金銭貸借が贈与として取り扱われないためには、次のような点に注意しておくことよいでしょう。

- ①返済期間や返済期日などを明確にしておくこと。
- ②利息や返済方法などをきちんと決めておくこと。
- ③銀行口座振込みなどにより、返済事実を第三者に確認できるようにしておくこと。

